

# 在留外国人統計に見る外国人労働力の性質と変容

津 崎 克 彦

## 要旨

本稿は日本に在留する外国人を対象とした公的統計である在留外国人統計を用いて、外国人労働力の性質とその変化を記述し、その労働市場の分析に関する今後の実証的な課題を検討しようとするものである。

同統計を用いて外国人の年齢、性別、国籍、在留資格、地域という 5 つの要因について調査データを整理していく中で、一方では 1990 年代前半を中心とした外国人労働者をめぐる一連の政策とそれに基づく外国人労働者の受け入れ態勢が、社会政策のコストを回避しつつ、とりわけ人口の少ない地域へと外国人を供給するものであったことが確認された。しかし、2005 年から 2010 年の間を境に、①在留外国人の伸び率の低下と人口規模の大きな地域への集積傾向、②属性における多国籍・アジア化、女性化、③就労制限のない在留資格に基づく在留者の量的増加と規制のある在留資格に基づく在留者の割合的增加、という 3 つの点で質的な変化があることを発見した。これらの発見事実に基づき、①地域社会の労働市場分析と外国人、②外国人労働者の階層に関する記述の精緻化と分析、③外国人労働者と移民という相互に関連する 3 つの研究テーマを検討した。

キーワード：外国人労働者 労働市場 地域雇用 移民 入国管理政策

## 1. 問題の所在

第二次世界大戦後から 1980 年代まで、日本の労働力は主として国内の労働者のみでまかなわれてきた。この期間に日本が経験した高い経済成長と増大する労働需要に対して、集団就職や出稼ぎ、進学を媒介にした移動など、労働者の地域的な移動が労働供給に果たした役割は大きい(依光他 2003: 15-20)。しかし、そうした動きが国外にまで展開することはまれであった<sup>1</sup>。

しかし、1980 年代になると、一部産業の労働者不足に起因する海外からの労働者受け入れの声が高まり、また、不法就労者に代表されるような実態としての外国人労働者の就労の拡大が認められるようになった(依光他 2003: 26-28)。こうした状況の中、1990 年代前半を中心に、政府は出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)の改正を中心とした入国管理政策における一大転換を行った。その内容は、①在留資格の整備・再編による主に専門・技術的な入国管理資

<sup>1</sup> ただし、外国人労働力の導入自体は韓国・朝鮮からのケースを除いてもすでに 1960 年代から始まっており、こうした黎明期の状況を詳細に調査研究することは、その後の展開を理解するうえで貴重な作業になるものとなろう。1960 年代から 70 年代における外国人労働力の導入については、明石(2009: 72-79)など。

格の明確化(1989年)、②在留資格における「定住者」の創設と日系人に対する在留許可の発行(1989年)、③在留資格「研修」における団体管理型受入制度の確立(1990年)とその後の技能実習制度の創設(1993年)、④在日韓国・朝鮮人の人々を中心とした在留資格である「特別永住者」の創設(1991年)、⑤在留資格「興業」の上陸許可要件の整備(1996年)、というものであった。

日本の入国管理は、1952年以降、在日韓国・朝鮮人の管理と冷戦状況下における政治的な防波堤としての役割を基本的な枠組みとして構築されてきたが(明石 2009: 62-89)、1990年代前半を中心としたこれら一連の政策は、入国管理が労働市場・労働問題を中心とした枠組みに転換することを意味した。この枠組みを明石(2009)にならい、「1990年体制」と表現したいと思う。その体制は「単純労働者の受け入れに関する慎重な検討」という政策指針を標榜しつつ、現実にはさまざまな規制の下で単純労働に類する活動を国内で可能にしてきたが、結果、この体制の下で、研修・技能実習制度を媒介にした中国国籍者、定住者ビザを媒介にしたブラジル国籍者、興業ビザを媒介にしたフィリピン国籍者という3つのクラスターを中心として、日本国内における外国人の就労が拡大することになった。

こうして拡大した外国人労働力は、どのような形で日本の労働市場に組み込まれ、また、日本の生産活動にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。この問題に取り組んできたさまざまな研究者による発見を筆者なりに整理すると次の3点にまとめることができる。

#### ① 二重労働市場における周辺の労働市場への外国人の参入

外国人労働者の就労が拡大した国内的要因の1つは、日本人労働者が地域に偏在していた周辺の労働部門から離脱する傾向からもたらされたものであった。結果、1990年代以降に拡大した外国人が主として就労したのは、生産活動の上では低レベルの資本・技能により構成され、労働条件から見れば、相対的に賃金が低く、劣悪な労働条件、スティグマの存在等の理由で日本人労働者が忌避するようになった労働部門であった(依光他 2003: 22-25)(梶田他 2005)(中村他 2009: 109-153)(津崎 2010: 206-208)。

#### ② 外国人供給ネットワークの存在と労働市場における労働者の拘束性

日本人の労働者と比較した場合、外国人労働者の労働市場における活動は入管法そのものや送り出し機関、派遣会社等の媒介者の強い影響下にあった。例えば、研修・技能実習制度及び興業ビザを媒介にした就労では、ビザの発行の際に入国前にあらかじめ従事する就労先が決められており、労働者の主体性に基づく職場選択は制約されてきた(津崎 2010: 195-199)(津崎 2013: 10-11)。研修・技能実習制度、興業ビザによる就労、定住ビザによる日系ブラジル人の就労いずれにおいても、労働力の募集、採用と管理に関わる仲介機関が遠隔地から労働者を調達するのに重要な機能を果たしていたが、これらの機関は情報やノウハウ、資金など、求職、求人双方におけるリソースの不足を補うことで就労の拡大に寄与しつつ、しばしば前借金や保証金を通じた拘束や労働者の管理を通して、労働者が働くことそのものについて選択したり、あるいは労働者が自分の意志に基づいて就労先を決定したりすることを妨げる機能も果たしていた(依光他 2003: 37-58)(梶田他 2005: 76-107)。現実には、本人が持つリソースや入国形態

により程度の差があるとはいえ、外国人本人の就労に関する自由度は日本人よりも低いものであった。

### ③ 外国人労働者の導入による古い産業の維持

一国における産業、職業構成は、国際化や技術革新等の影響によりダイナミックに変化するが、外国人労働者の導入は、こうした変化の影響を受けやすい労働集約的な産業の退出を遅らせる効果があった(中村他 2009: 207-258)。ただ、その評価は両義的であり、一方ではこうした産業に従事する人々の延命や急激な産業変化のショックを和らげる役割を果たしたともいえるが、他方では一国全体の産業の高度化を阻害したともいえるし(中村他 2009: 286-288)、しばしば現代では批判にさらされるような古い労務管理のあり方を維持するという帰結を伴った(津崎 2010: 218-221)(津崎 2013: 19-20)。

他方、1990年代の入管法をめぐる一連の改革から本稿執筆現在までおよそ20年という期間が経過した。政策面では2005年における興行ビザの厳格化、2010年に施行された研修・技能実習生に対する労働法の適用等、いくつかの規制が加わった。また、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災に代表されるような経済的、社会的な危機的状況、あるいはこの20年間で継続的に拡大してきた非正規雇用の存在など、日本国内の労働事情の変化なども存在した。加えて外国人労働者の側でも労働を中心とした出稼ぎ的な入国から、家族形成やコミュニティ活動を媒介にした定住化の進展が少しずつ広がっている。こうした状況からこれまでに研究者が蓄積してきた認識とは異なる、外国人労働力の性質や労働市場における状態に関する変化があるのではないかと考えられる。他方、近年の外国人労働研究は個別の事例を詳細に観察し、あるいは特定の問題意識を深く掘り下げる傾向がある。そのこと自体は非常に重要な作業ではあるが、やや外国人労働力の全体の変化が見えにくくなっていることも事実である。

そこで、本稿では日本全体の外国人労働力をカバーしつつ、また、これまであまり体系的には分析対象とされてこなかった在留外国人統計を利用し、外国人の状態を経年的に把握することで、その性質と変化を探っていこうと思う。本稿の最後でこれらの認識に基づいて、今後の外国人労働に関する研究課題を考えたいと思う。

## 2. 外国人労働者と在留外国人統計

### 2.1 外国人労働者と公的統計

はじめに本稿で利用する在留外国人統計について、特に国勢調査と比較する形でその特徴を示しておきたい。日本の労働市場の状態を把握する際には、労働力調査をはじめとして数多くの公的な調査がある。公的な調査は全般に全数調査あるいは信頼できるサンプリング方法の下で収集されており、対象の全体像を把握するのに有効である。しかし、外国人の状態を知るために利用可能な公的統計は現段階では日本人と比較すると極めて限られてきた。2014年3月現在で日本の外国人労働力の全体像にある程度接近でき、また一般に入手可能な公的データには次のものがある(表1参照)。

表 1 日本における外国人労働力に関する統計

| 名称      | 期間            | 対象                                              | 公表されている主たる項目                                                                                  |
|---------|---------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在留外国人統計 | 1960 年～<br>現在 | 主として 90 日を越えて日本に滞在する外国人(2012 年からは中長期滞在者及び特別永住者) | 国籍、在留資格、年齢、性別、地域(都道府県、市区町村)、世帯主との続柄                                                           |
| 国勢調査    | 1920 年～       | 日本に居住する全ての<br>人                                 | 国籍、都道府県、市区町村、移動人口、5 年前の常住地、性別、学歴、職業、労働力状態、産業、従業上の地位、配偶関係、世帯・家族類型、夫の国籍、妻の国籍、世帯人員、住宅の延べ面積、住宅の種類 |
| 外国人雇用状況 | 2008 年～       | すべての事業主が雇い入れている外国人(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く)   | 国籍、在留資格、都道府県、産業、事業所規模、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人                                           |

在留外国人統計は 2014 年現在、法務省により実施されている外国人に関する統計で、1947 年から 2012 年までは外国人登録制度に基づき、また、2012 年に外国人登録制度が廃止されてからは、法務省による在留管理に基づいて行われている統計である。調査は毎年行われており、外国人数及び一部国籍と永住者数、非永住者数については 1947 年から 2014 年現在まで公開されている。ただし、1995 年以前は外国人数等以外の項目ではデータの公開が限られており、内容が広く公開されているのは 1959 年、1964 年、1969 年、1974 年、1985 年、1987 年、1989 年、1991 年、1993 年の各年に限られる。なお、1995 年以降から 2014 年現在までは毎年公表されるようになった。調査項目は主に表 1 に示したとおりであるが、1964 年については、加えて上陸港や上陸時期等のデータが、また、2000 年までは職業に関するデータが公表されていた。

国勢調査は 2014 年現在、総務省により実施されている調査であり、1920 年から 5 年ごとに行われてきた。調査は調査員による配布と回収を原則とし、日本に居住する全員を対象としてきた。外国人に関しては、1990 年までは人数、国籍、性別、都道府県など基本的な情報のみの公開であったが、1990 年からは職業や労働力状態など、労働に関する情報が、また、1995 年からは世帯類型や住宅の種類など、家族や住居に関する情報が公開されるようになった。

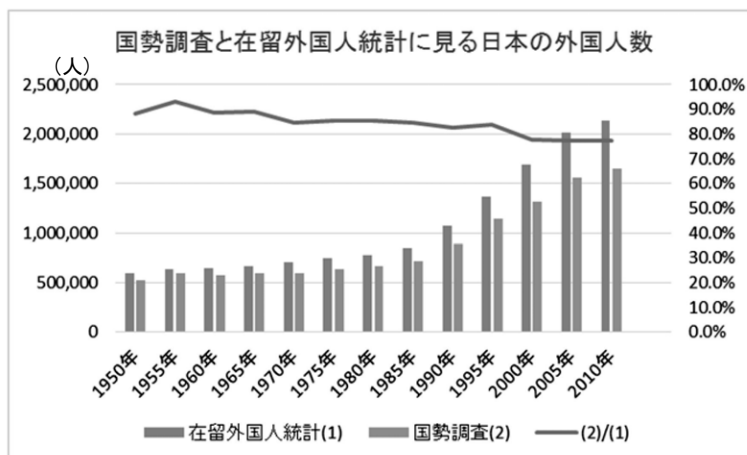
外国人雇用状況は、厚生労働省により実施されてきた調査である。調査は 1993 年に開始され、当初、回答は任意であったが、2007 年に成立した「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」により報告が義務化された。在留外国人統計及び国勢調査とは異なり、事業主が雇用する外国人について回答するという形式をとっており、その性質上、失業者等の

就業者以外の情報は含まれない。

なお、外国人の状態を推測する際に利用できる公的統計としては、上記の他に出入国のフローを示す出入国管理統計調査(法務省)と不法残留者数を示す法務省「不法残留者数」がある。

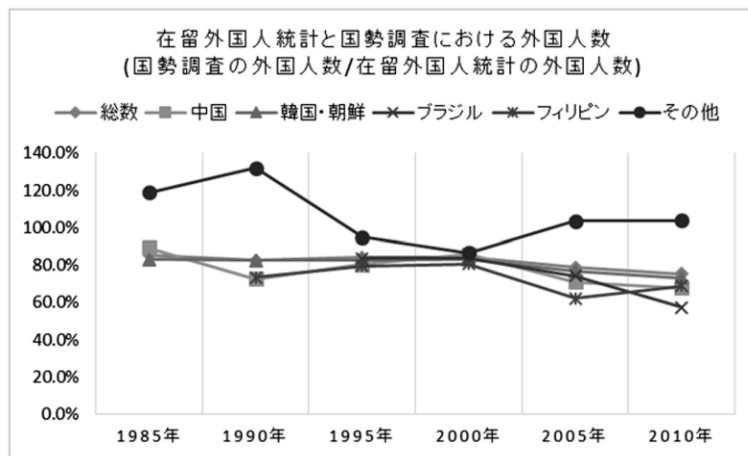
## 2.2 外国人労働力を把握する際の国勢調査データとその限界

外国人労働力の状態を知るために最も幅広い情報を提供しているのは、現状では国勢調査である。国勢調査を利用した外国人の労働力に関する既存研究としては、日本人との賃金、人口移動、就業状況との関わりについて 2000 年国勢調査等を利用して分析した中村他(2009)や、2010 年の国勢調査を利用して失業を中心に分析を行った独立行政法人日本労働政策研究・研修機構(2012)等がある。国勢調査を利用した分析が重要であることは言うまでもないが、外国人労働力を分析する際のいくつかの限界も指摘しておかなければならない。第 1 は、国勢調査は外国人がいかなる在留資格で滞在しているのかという点については調査を行っていないことである。在留資格は外国人の就労状態を強く規定する要因であり、政策との関連を直接示す項目であるが、この情報が得られないのは外国人の労働市場を分析するには大きなマイナスとなる。第 2 の限界は 1990 年より前の時期については外国人については非常に限られた情報しか公開していない点である。そもそも人数が非常に少なく、在留する外国人も限られた国籍であった点からやむをえないが、長期的傾向を把握する際には欠点となる。第 3 の限界は、回収、回答率の問題である。在留外国人統計及び外国人雇用状況の場合、申告が法的に義務付けられ、罰則が設けられているため、回答することに強い強制力が働くものと思われるが、国勢調査にはここまでの強制力はない。実際に国勢調査と在留外国人統計を比較した場合、特に 1995 年調査から数のずれが大きくなっていること(図 1)、また、国籍別に見ると、中国、フィリピン、ブラジルで数のずれがおおきくなっている(図 2)。



データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 1 国勢調査と在留外国人統計に見る日本の外国人数



データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 2 在留外国人統計と国勢調査における外国人数(国籍別)

加えて、2005 年以降は「その他」カテゴリーが非常に多くなっており 100%を超えている。これは実際に「その他」カテゴリーの外国人が増えただけでなく、国籍欄が未回答になっている結果でもある。国勢調査は 2005 年調査で 19 言語、2010 年調査で 27 言語に翻訳されており、言語能力による回答上の負担は軽減されていると考えられるが、1990 年以降に入国した外国人の状態を把握するには過小推計の可能性があることを指摘しておく必要がある。

### 2.3 在留外国人統計と本稿の分析

国勢調査と比較すると、在留外国人統計は把握できる項目が少ない。しかし、①回答することに強い強制力が働くことから、外国人の状態を把握する上では入手可能な公的統計の中で最も正確なデータであること、②在留資格がわかることから、外国人労働力の状態と政策とのつながりがわかること、③国勢調査では公表されていない 1990 年以前はマイナーだった国籍や年齢についてもある程度長期の情報を入手できること、の点で国勢調査に勝る。ただし、調査対象のバイアスについて、例えば再入国許可を受けて出国している外国人については登録が残ることがあり、過剰推計の可能性があること、また、本人申告による虚偽や錯誤などがまったくないわけではないという限界は、一応指摘しておく必要がある。

以下、本稿では日本人のデータについては国勢調査を、また、外国人のデータに関しては在留外国人統計を利用して外国人労働力の状態の把握を行う。なお、5 年ごとに行われる国勢調査と、かつては不定期に発行されていた在留外国人統計との間で公表されるデータの間に若干のずれがあり、本稿で示す年とそれに対応した調査データの年を次のようにした(表 2)。

表 2 本稿における国勢調査及び在留外国人統計の年の対応

| 本稿における記載 | 1965年 | 1970年 | 1975年 | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 国勢調査     | 1965年 | 1970年 | 1975年 | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 |
| 在留外国人統計  | 1964年 | 1969年 | 1974年 | なし    | 1985年 | 1991年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 |

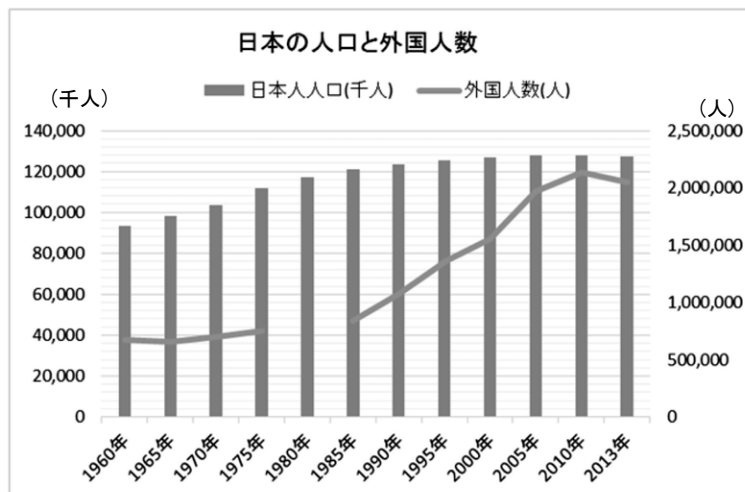
外国人総数については毎年入手できるので、データについてはそれぞれの調査の年を対応させたが、特に注意がない限り、本稿では以上のような対応を前提に記述を行った。それぞれの年が正確に対応しているデータについてはグラフの脚注に「在留外国人統計(A)」と、それ以外については以上の対応状況にした。

### 3. 在留外国人統計による外国人労働力の状態

#### 3.1. 外国人の国籍、年齢、性別

##### 3.1.1 人数と国籍

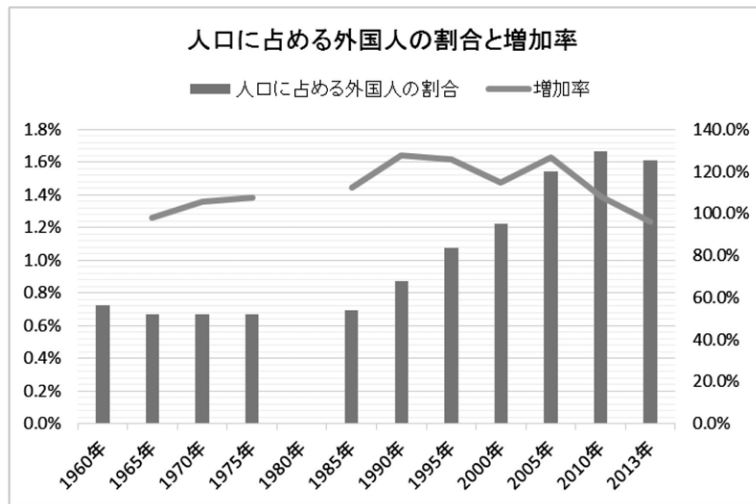
外国人の人数は 1985 年から拡大し、特に 2000 年から 2005 年の間で急拡大した。日本人の人口が横ばいに推移している点を鑑みると、この 20 年間の伸びは著しい。ただし、2005 年以降になるとその伸びは緩やかなものになった(図 3、図 4)。



注…右軸・日本人人口、左軸・外国人数

データ 在留外国人統計(A)、日本人人口は国勢調査各年版

図 3 日本の人口と外国人数

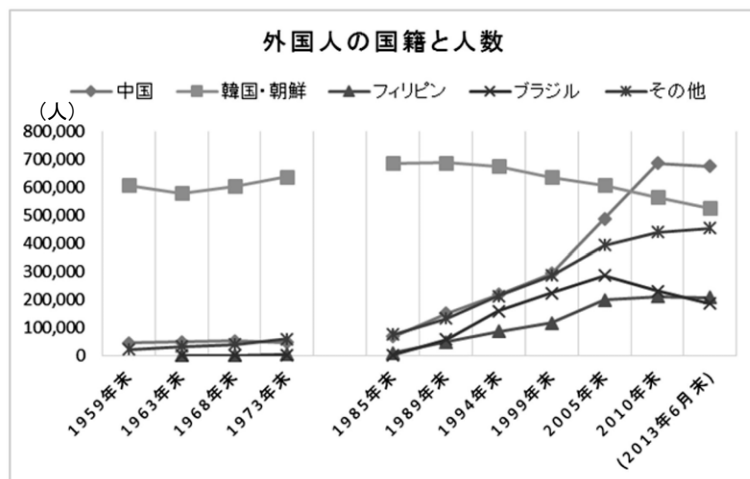


注…右軸・増加率、左軸・人口に占める外国人の割合

データ 在留外国人統計(A)、国勢調査各年版

図4 人口に占める外国人の割合と増加率

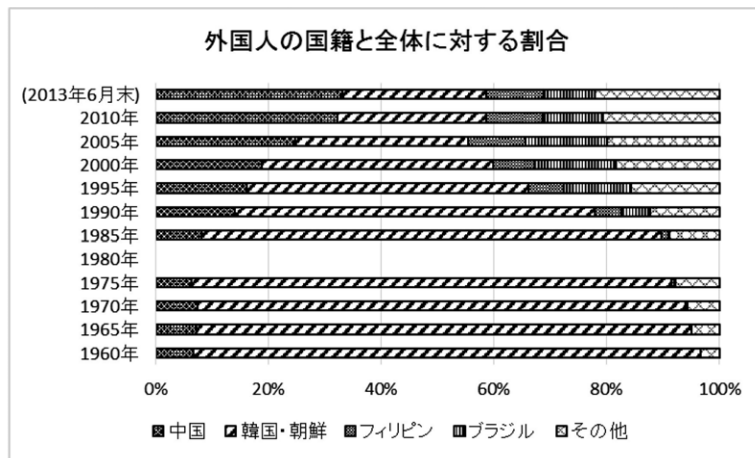
国籍別に見ると、1985年時点では、外国人登録者に占める韓国・朝鮮国籍者の割合は85.3%であった。その後、1990年をピークに韓国・朝鮮国籍者人数、割合は減少し続け、ブラジル、フィリピン、中国、その他の3つのカテゴリーが増加した。2005年以降は、ブラジル国籍者の減少が顕著に見られる一方で、中国が急増しており、その他の国籍者も増加、フィリピン国籍者は漸増するようになった(図5、図6)。



データ 在留外国人統計各年版

図5 外国人の人数と国籍

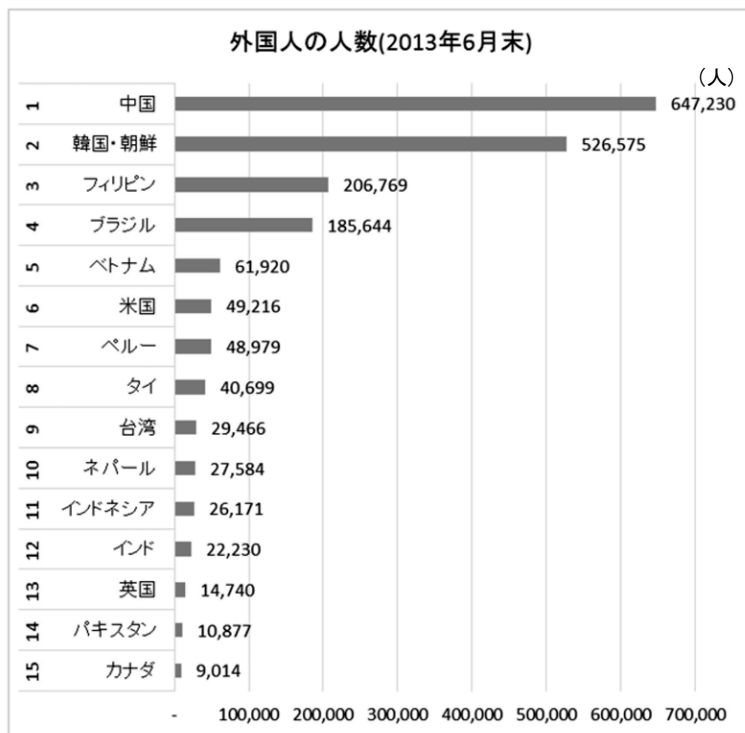




データ 在留外国人統計各年版

図 6 外国人の国籍と全体に対する割合

なお、外国人登録者の国籍について 15 位までは次のようになっている。



データ 在留外国人統計

図 7 外国人の人数(2013年6月末)

外国人の国籍を地域別に整理して観察すると、一時期南米が拡大してきたものの、2005 年以降、アジア諸国の国籍が増加する傾向が認められる(図 8)。

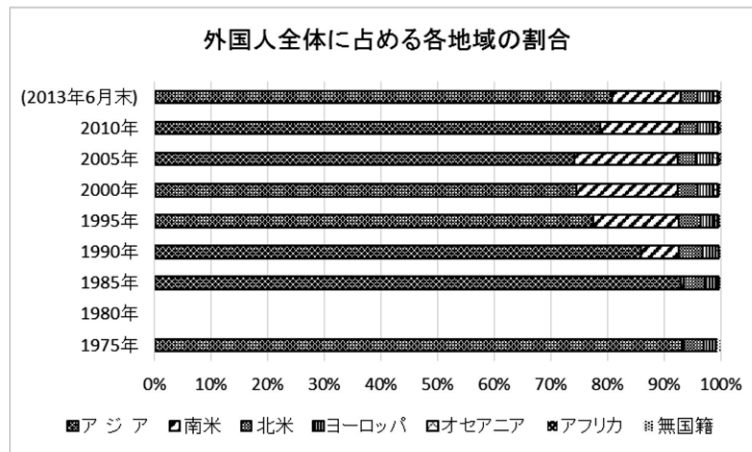
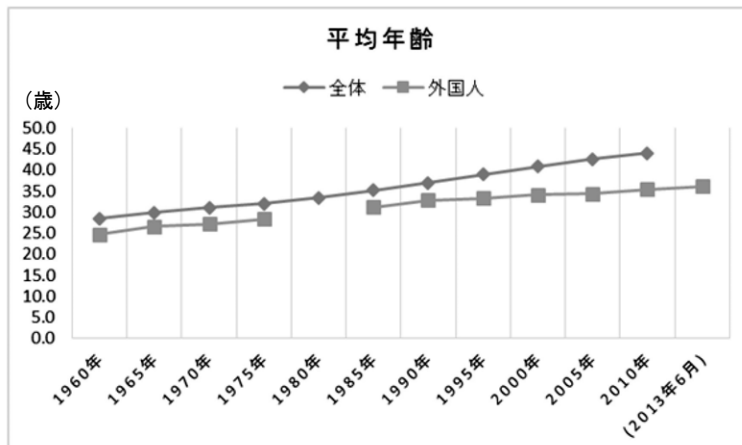


図 8 外国人全体に占める各地域の割合

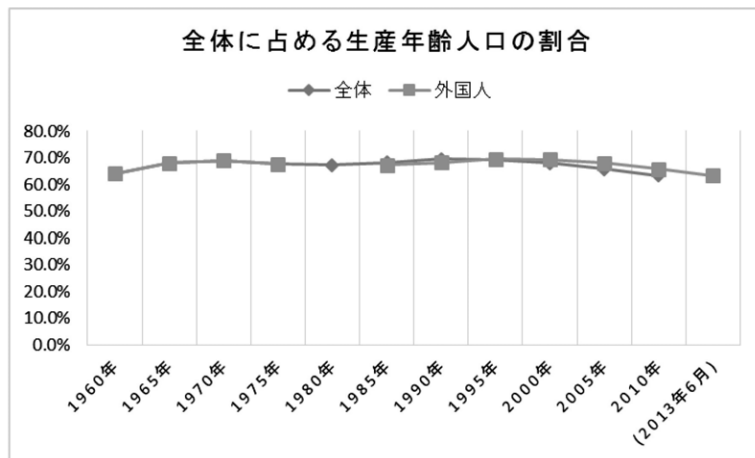
### 3.1.2 年齢

外国人の平均年齢は、1960年の時点では全体と比較して大きな違いがなかったものの、1990年以降、次第に日本人と外国人との間の差が拡大した。2010年のデータでは日本人の平均年齢44.0歳に対して、外国人は35.5歳と10歳近く若いという状態になった。生産年齢人口の割合についても、日本人と比較すると、外国人人口全体に占める生産年齢人口の比率は全般に高い。ただし、近年外国人についても生産年齢人口の割合について低下が見られる(図9、図10)。

非労働力人口である15歳未満の人口の割合、また、65歳以上人口の傾向について観察すると、いずれも1990年を契機に変化しており、双方の割合とも日本人よりも低い水準に抑えられている。ただし、在留者数自体は、15歳未満の人口、65歳以上の人口それぞれが外国人の増加に伴い少しずつ上昇してきている(図11、図12)。

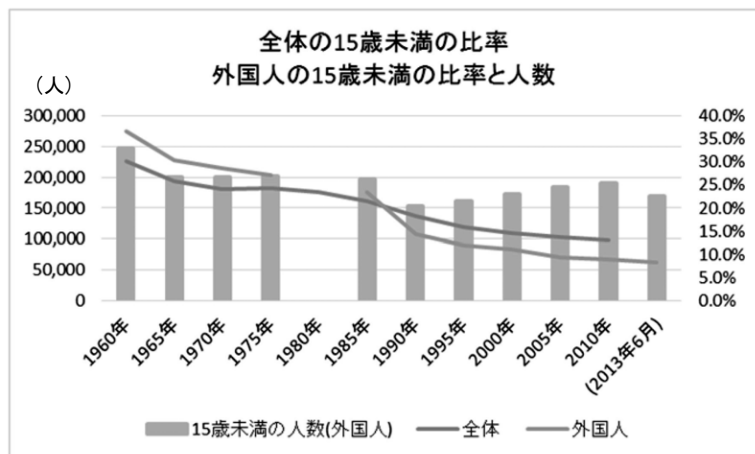
図 9 全体<sup>2</sup>と外国人の平均年齢

<sup>2</sup> 全体は外国人含む。



データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 10 全体<sup>3</sup>に占める生産年齢人口の割合



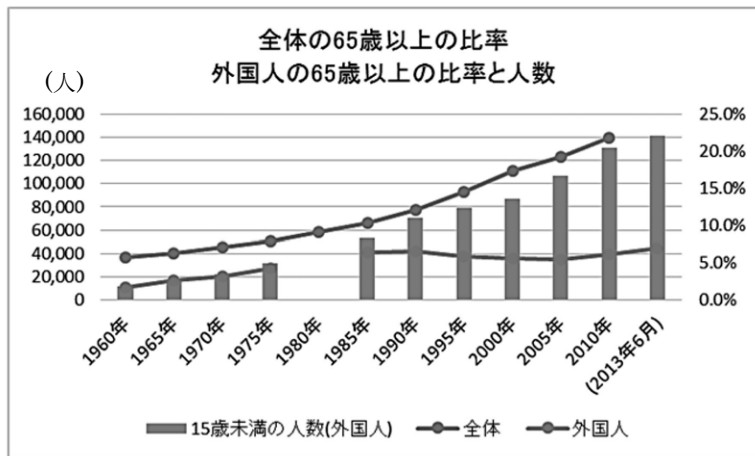
注…右軸・全体及び外国人人口に占める 15 歳未満の比率、左軸・15 歳外国人の人数

データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 11 全体の 15 歳未満人口の比率と外国人の 15 歳未満の比率・人数<sup>4</sup>

<sup>3</sup> 全体は外国人含む。

<sup>4</sup> 全体は外国人含む。

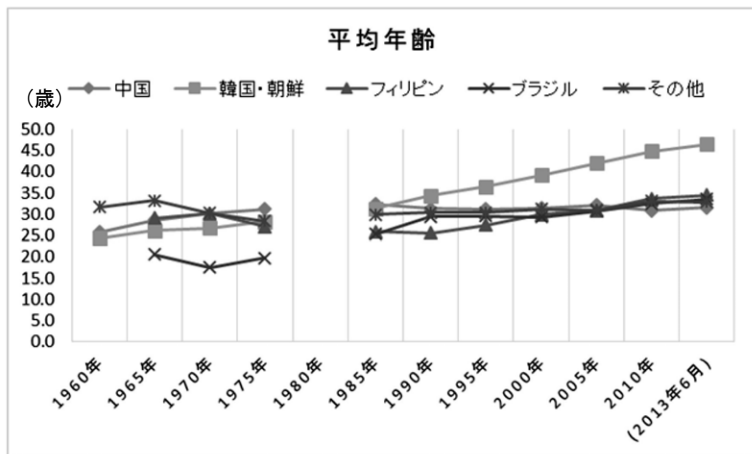


注…右軸・全体及び外国人人口に占める 65 歳未満の比率、左軸・65 歳外国人の人数

データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 12 全体の 65 歳未満人口の比率と外国人の 65 歳未満の比率・人数<sup>5</sup>

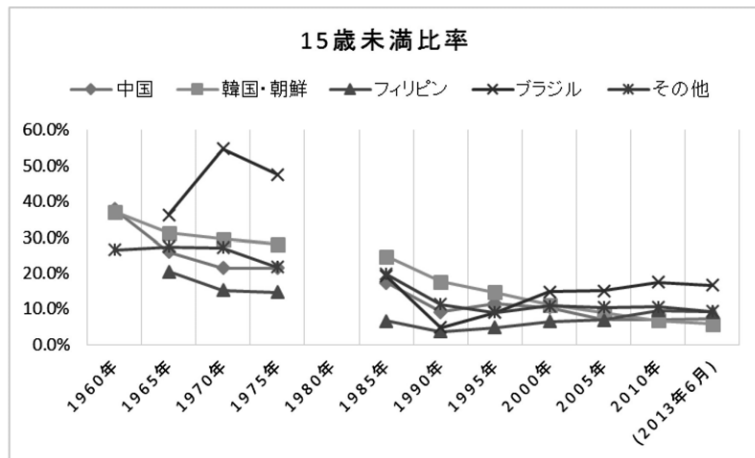
国籍別に見ると、平均年齢は韓国・朝鮮国籍者の伸びが著しく、同国籍者は 65 歳以上人口の割合も急速に上昇している。他の国籍者についてみると、元々平均年齢が低かったフィリピン国籍者が若干上昇傾向にあるものの、その他についてはあまり顕著な上昇傾向が見られない。15 歳未満の割合については、韓国・朝鮮国籍者は減少傾向、ブラジル国籍者についてはやや高めに推移しているが、その他については強い上昇傾向は見られない(図 13、図 14、図 15)。



データ 在留外国人統計各年版

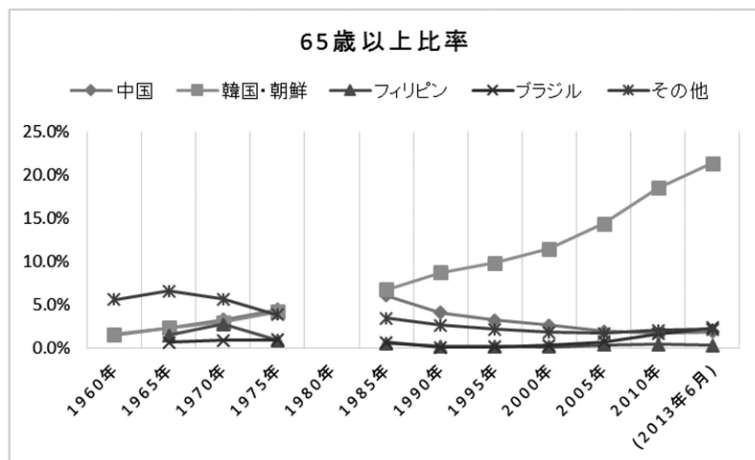
図 13 国籍別平均年齢

<sup>5</sup> 全体は外国人含む。



データ 在留外国人統計各年版

図 14 国籍別 15 歳未満の比率

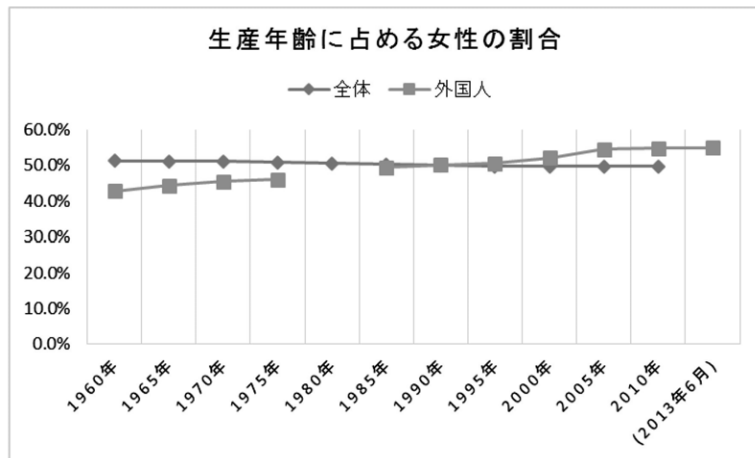


データ 在留外国人統計各年版

図 15 国籍別 65 歳未満の比率

### 3.1.3 性別

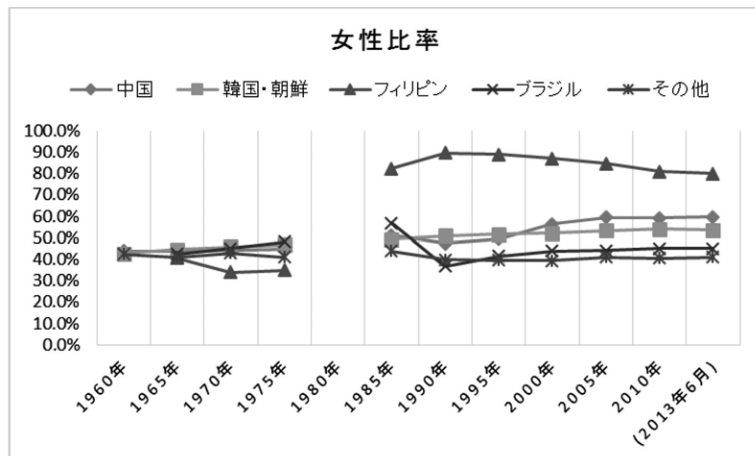
生産年齢に占める女性の割合について観察すると、1990 年以前は全体と比較して外国人の女性比率が低かった。しかし、外国人の女性比率は時間とともに上昇し、1990 年に逆転した。その後も若干上昇が見られる(図 16)。



データ 在留外国人統計各年版

図 16 生産年齢に占める女性の割合

国籍別の女性比率ではフィリピンが高目に推移しているが、1990年と比較すると若干女性比率が下がりつつある。逆に中国は女性比率に上昇傾向が見られる。ブラジルとその他国籍者は全般に女性比率が低い(図 17)。



データ 在留外国人統計各年版

図 17 生産年齢に占める女性の割合(国籍別)

### 3.2 在留資格

#### 3.2.1 在留資格の分類

日本の在留資格は労働市場における外国人の就労をさまざまな形で制限してきた。在留資格と労働市場における活動に関する規制のタイプについて本稿では次のように分類したいと思う(表 3)。

表 3 在留資格とその分類

| 就労の可否 | 規制の内容     | 在留資格                                                                                                                                          |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労可能  | 原則就労制限なし  | 永住者(旧 4-1-14)、特別永住者、日本人の配偶者等(旧 4-1-16-1)、永住者の配偶者等、定住者、平和条約関連国籍離脱者の子(旧 4-1-16-4)、平和条約関連国籍離脱者(旧法 126-2-6)、永住協定、特定活動(ワーキングホリデー)                  |
|       | 職種による制限   | 教授(旧 4-1-7)、芸術(旧 4-1-8)、宗教(旧 4-1-10)、報道(旧 4-1-11)、投資・経営(旧 4-1-5)、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術(旧 4-1-12)、人文知識・国際業務、企業内転勤、興業(旧 4-1-9)、技能(熟練労働)(旧 4-1-13) |
|       | 労働時間による制限 | 留学(旧 4-1-6)、就学、家族滞在(旧 4-4-15)                                                                                                                 |
|       | 研修・技能実習関連 | 特定活動(その他)、研修(旧 4-1-6-2)、技能実習 1 号イ、技能実習 1 号ロ、技能実習 2 号イ、技能実習 2 号ロ                                                                               |
| 就労不可能 |           | 文化活動、一時庇護、通過(旧 4-1-3)                                                                                                                         |
| その他   |           | 法務大臣が特に在留を認める者(旧 4-1-16-3)、4-1-5,10,11,12 の短期滞在者、短期滞在(旧 4-1-4)、沖縄復帰特別措置、不詳・その他、未取得                                                            |

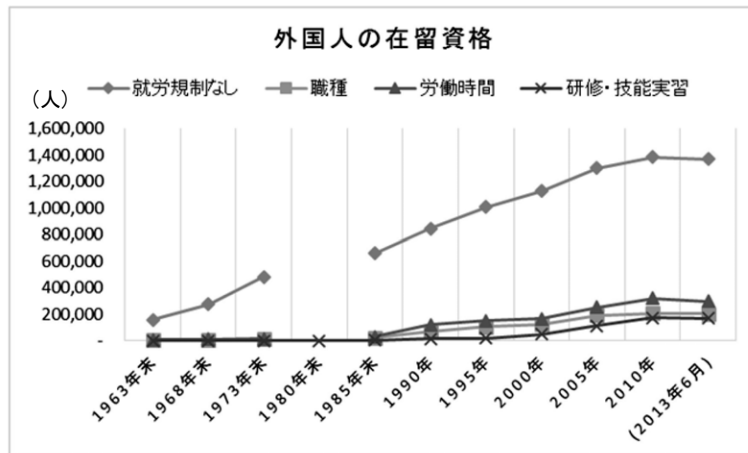
第 1 のタイプは就労制限がなく、日本人と同等に就労できる在留資格である。永住者、特別永住者、定住者等の資格がここに含まれる。第 2 のタイプは職種(職務内容)による制限であり、国内においては在留資格ごとに決められた特定の職務内容以外の活動が制限されている。第 3 のタイプは活動内容自体に原則制限がないものの、在留資格により定められた労働時間による制限があるものであり、留学、家族滞在などが含まれる。第 4 のタイプは研修・技能実習関連の在留資格である。研修・技能実習制度については、広い意味では職種による制限とみなしうるが、監理団体による管理等、さまざまな規制が独自に設けられているため、独立したカテゴリーを設けた。他に就労不可能な在留資格、その他のカテゴリー(主に 1990 年代以前に就労が個別に判断されていた 4-1-16-3 など)が存在している。

以下では、主に何らかの形で就労が認められている上記の第 1 から第 4 のカテゴリーに限定して、特に 1990 年代以降の変化に注目しながら観察していきたい。

### 3.2.2 在留資格とその変化 1 全体傾向

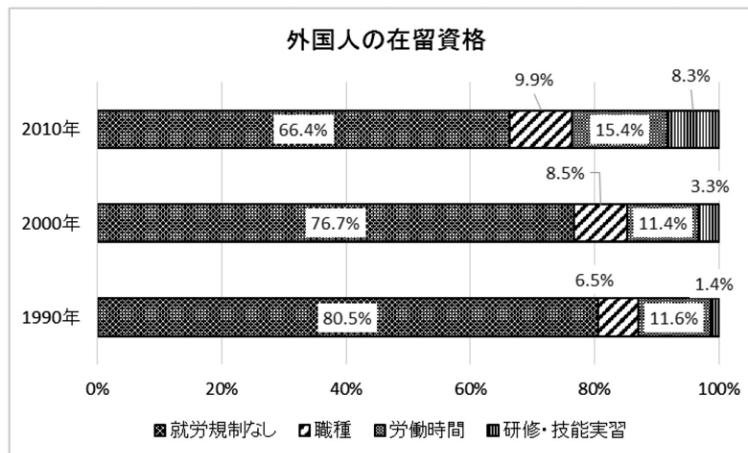
1990 年以前は、就労規制がない「平和条約関連国籍離脱者の子(旧 4-1-16-2)」や「永住者」(旧 4-1-14)資格(主として在日韓国・朝鮮人)と、「法務大臣が特に在留を定めるもの(旧 4-1-16-3)」という 2 つの在留資格が中心であった。1990 年以降の外国人の拡大は、量的に見れば、就労規制のない在留資格の拡大が目立つ。他方、割合から見ると就労規制のある在留資格が少しず

つであるが増加している(図 18、図 19)。



データ 在留外国人統計各年版

図 18 外国人の在留資格別人数

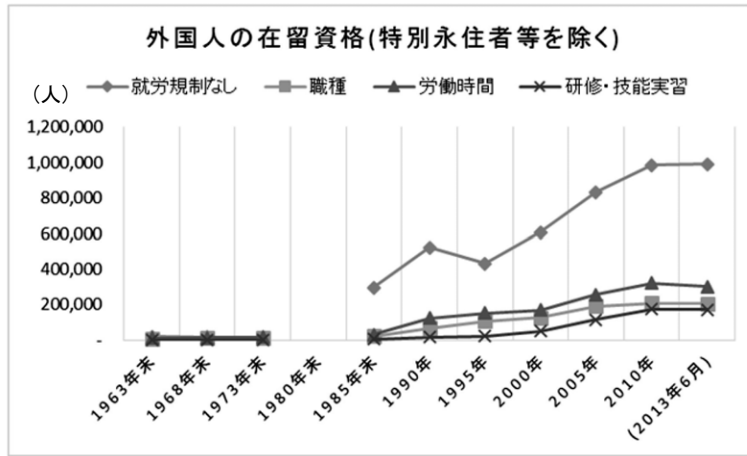


データ 在留外国人統計各年版

図 19 外国人の在留資格別割合

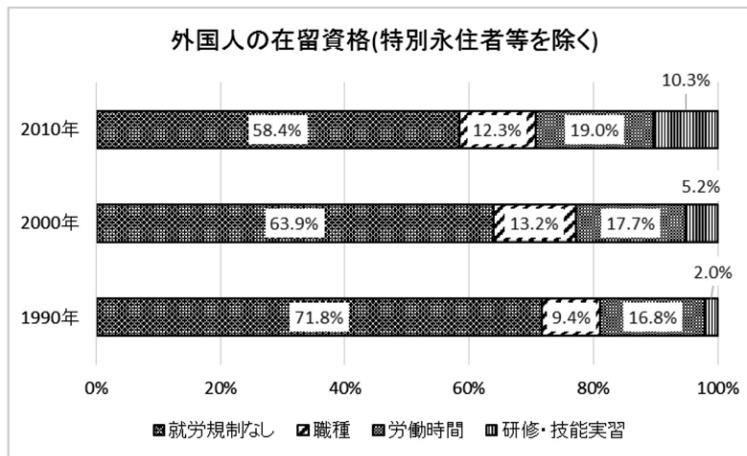
1990年代以降に拡大した人々を対象とする在留資格の変化に焦点を当てるため、それ以前に日本に居住していた人々を対象とする代表的な在留資格である特別永住者を除いて在留資格の比率を観察した。人数の上では就労規制のない資格、割合では労働時間が規制されている在留資格及び研修・技能実習関連の在留資格が増加していることがわかる(図 20、図 21)。





データ 在留外国人統計各年版

図 20 外国人の在留資格別人数(特別永住者等を除く)

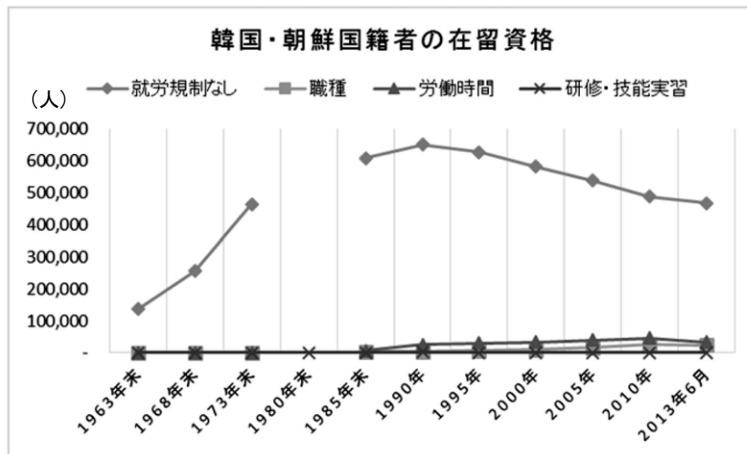


データ 在留外国人統計各年版

図 21 外国人の在留資格別割合(特別永住者等を除く)

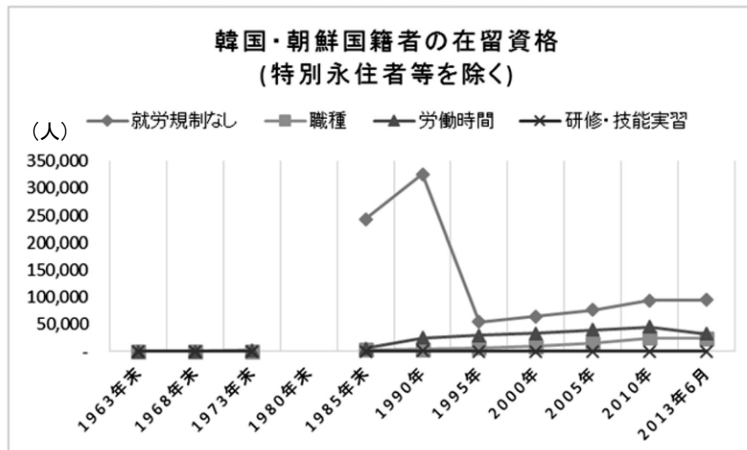
### 3.2.3 在留資格とその変化 1 国籍別傾向

韓国・朝鮮国籍者は、元々在日韓国・朝鮮人の人々を中心とした就労規制がない資格による在留が中心であったが、1989年の入管法改正により、これらの在留資格が特別永住者という形に整理された。特別永住者を除く在留資格の人数と割合に注目すると、1990年代から2000年代にかけては、労働時間に制限がある資格(主として留学ビザ及び家族滞在)の増加が顕著であったが、その後、技術及び人文知識・国際業務を中心とした職種別の規制があるビザの割合が増加してきた。なお、韓国・朝鮮国籍者に関しては1990年代から拡大した代表的な就労資格である研修・技能実習関連のビザでの滞在はほとんど観察できない(図 22、23、24、25)。



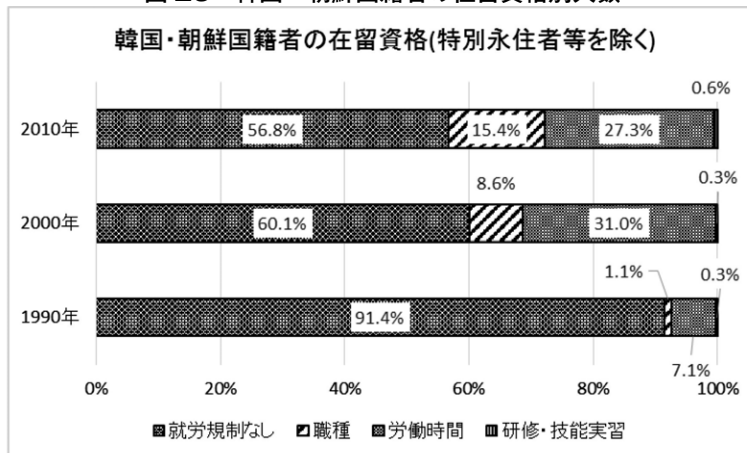
データ 在留外国人統計各年版

図 22 韓国・朝鮮国籍者の在留資格別人数



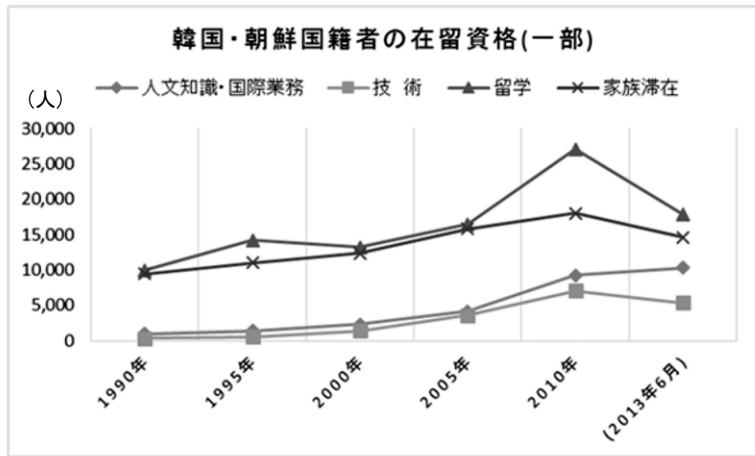
データ 在留外国人統計各年版

図 23 韓国・朝鮮国籍者の在留資格別人数



データ 在留外国人統計各年版

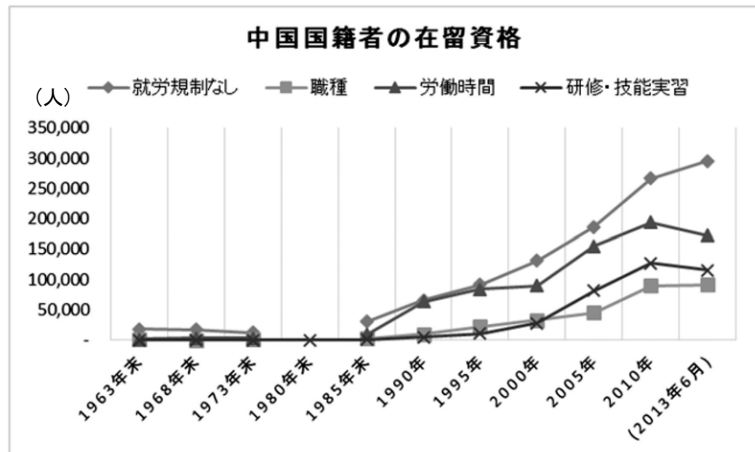
図 24 韓国・朝鮮国籍者の在留資格別割合(特別永住者を除く)



データ 在留外国人統計各年版

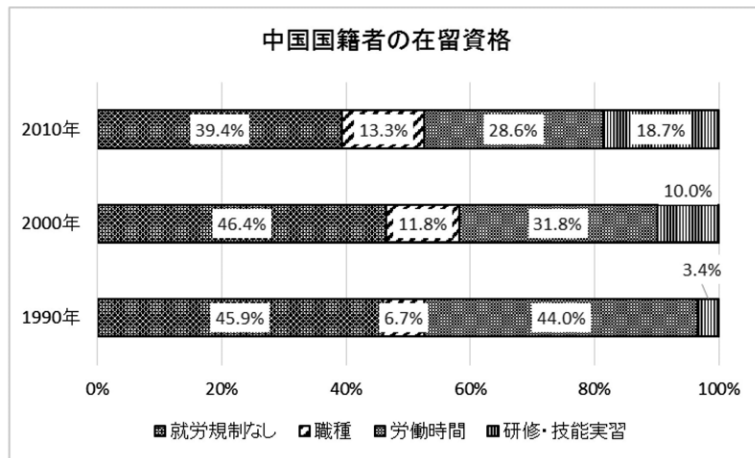
図 25 韓国・朝鮮国籍者の在留資格別人数(詳細・一部)

中国(台湾含む)国籍者については、1990年の段階では、就労規制のない在留資格(永住者及び日本人の配偶者)と、労働時間規制のある資格(留学、就学、家族滞在)で2分していた。その後中国国籍者は全般に急拡大してきたが、割合で見ると研修・技能実習関連の資格が顕著に増加し、また、職種規制による資格(特に技術及び人文知識・国際業務)の比率が伸びてきている(図 26、27、28)。



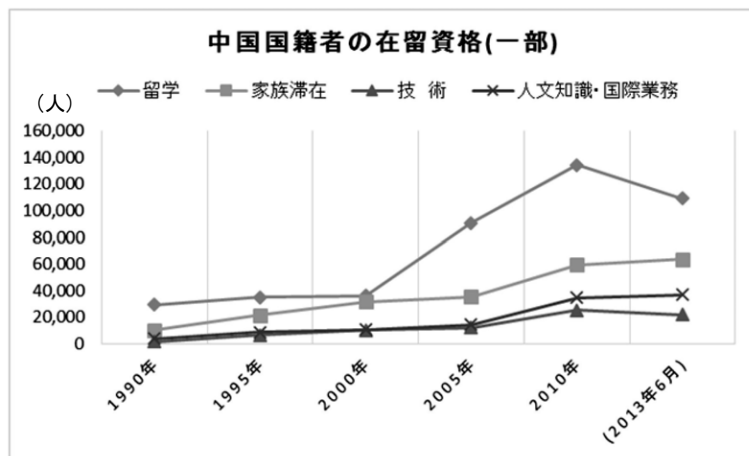
データ 在留外国人統計各年版

図 26 中国国籍者の在留資格別人数(台湾含む)



データ 在留外国人統計各年版

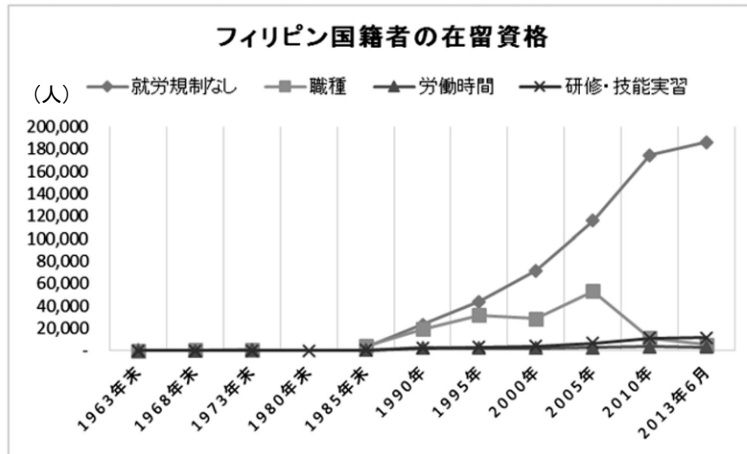
図 27 中国国籍者の在留資格別割合(台湾含む)



データ 在留外国人統計各年版

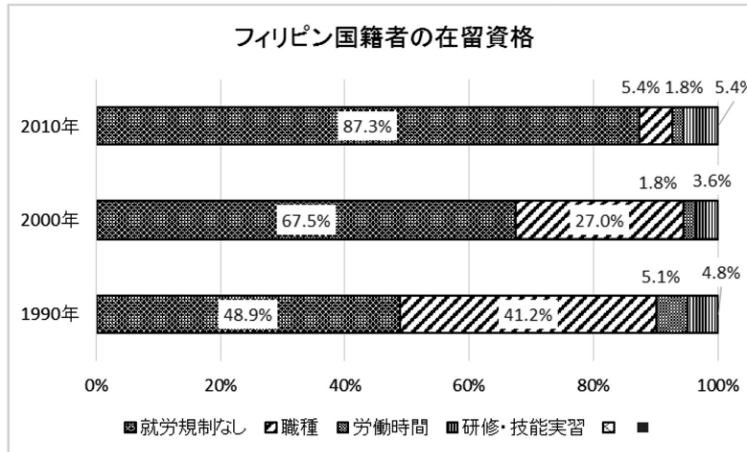
図 28 中国国籍者の在留資格別人数(詳細・一部)

フィリピン国籍者の在留資格は、1990年の段階では職種による規制、いわゆる興行ビザによる在留と就労規制のない在留資格、主に日本人の配偶者等による在留で二分されていた。その後、興行ビザによる入国は減少し、就労規制のないビザでの入国が極めて増加した。ただし、内訳に注目すると2000年までは日本人の配偶者が多かったが、その後は減少し、永住者と定住者が増加傾向にある(図29、30、31)。



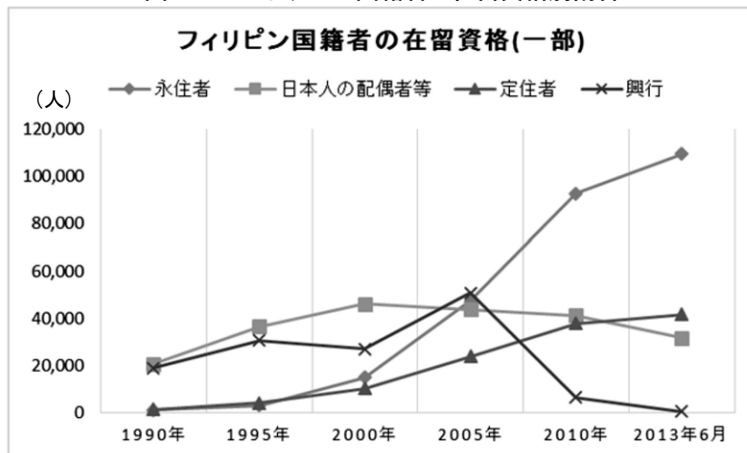
データ 在留外国人統計各年版

図 29 フィリピン国籍者の在留資格別人数



データ 在留外国人統計各年版

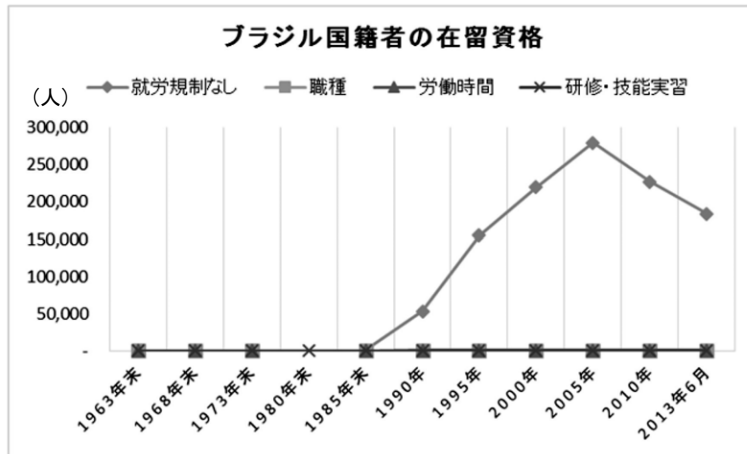
図 30 フィリピン国籍者の在留資格別割合



データ 在留外国人統計各年版

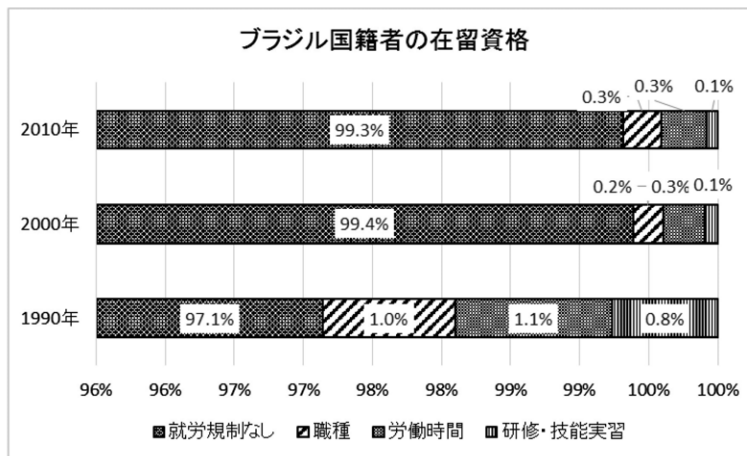
図 31 フィリピン国籍者の在留資格別人数(詳細・一部)

ブラジル国籍者は 1990 年以降、日本における在留が急拡大したクラスターであるが、在留資格は就労規制のない在留資格に偏っており、それ以外の在留資格についてはほとんど観察できない。ただし、その内訳は変化しており、従来一般的だった日本人配偶者と定住者については減少し、代わりに永住者が増大しつつある(図 32、33、34)。



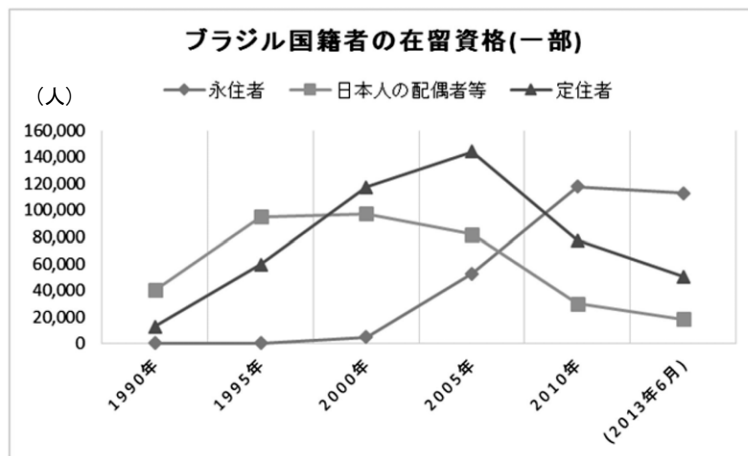
データ 在留外国人統計各年版

図 32 ブラジル国籍者の在留資格別人数



データ 在留外国人統計各年版

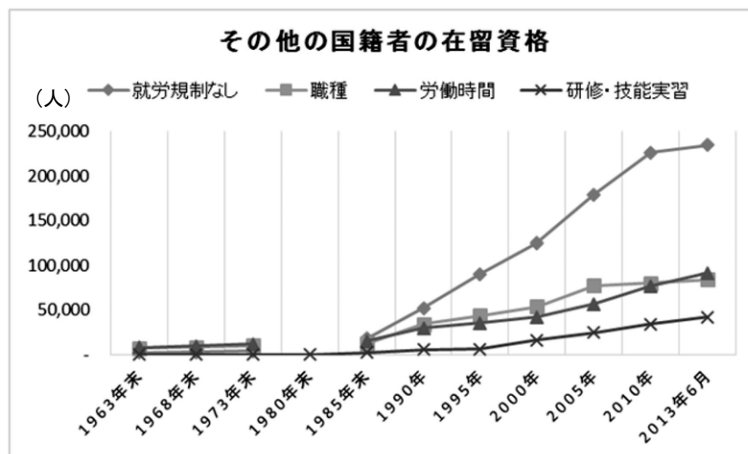
図 33 ブラジル国籍者の在留資格別割合



データ 在留外国人統計各年版

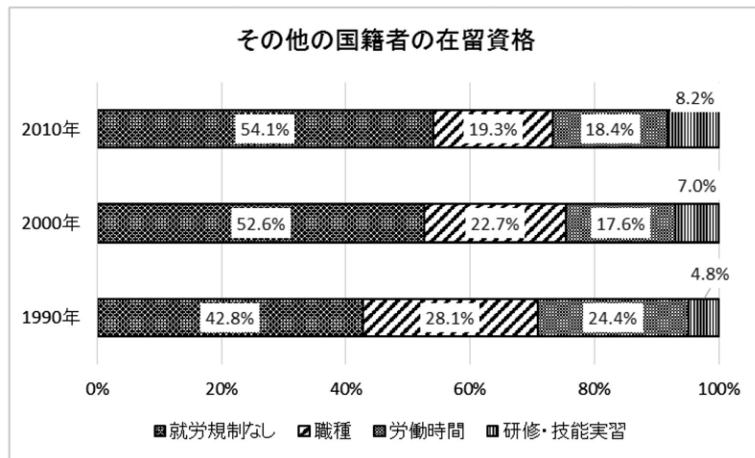
図 34 ブラジル国籍者の在留資格別人数(詳細・一部)

韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ブラジル以外の国籍者については、職種別規制のある在留資格についてはやや上昇が止まる傾向にあるものの、それ以外の在留資格については上昇傾向にある。全般的に就労規制がない在留資格の伸びが大きい。詳細な在留資格の内訳を見ると、2000年までは日本人の配偶者等、定住者などが割合として大きかったが、2000年以降は永住者の増加が顕著になってきている(図 35、36、37)。



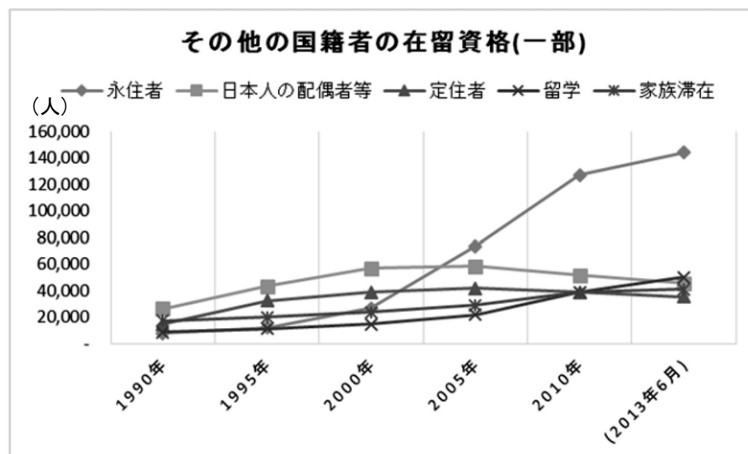
データ 在留外国人統計各年版

図 35 その他の国籍者の在留資格別人数



データ 在留外国人統計各年版

図 36 その他の国籍者の在留資格別割合



データ 在留外国人統計各年版

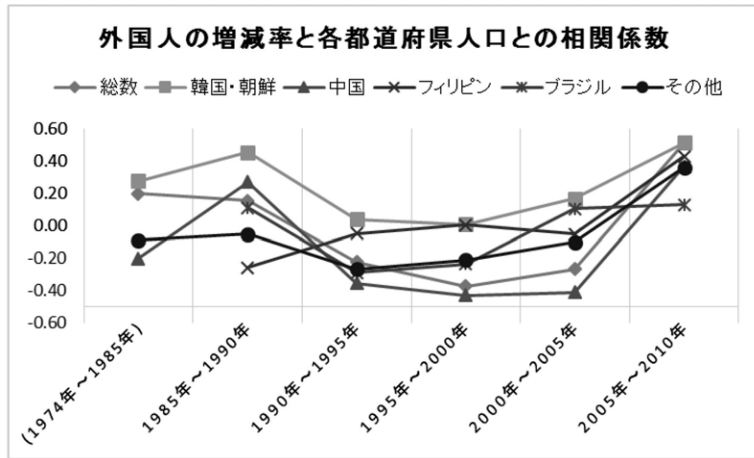
図 37 その他の国籍者の在留資格別人数(詳細・一部)

### 3.3 外国人の人口と地域

#### 3.3.1 都道府県の人口に占める外国籍者の割合

外国人の増加率と各都道府県の人口の大きさとの関係を分析すると、1990年以前では相関係数はプラスであり、人口の多い都道府県で外国人が増加してきたことを示している。しかし、1990年から2005年にかけては相関係数がマイナスとなり、この時期に比較的小さな都道府県に外国人が広がる傾向が進んだことを示している。しかし、2005年以降では全般に相関係数がプラスに向かう傾向が観察された。人口の少ない県では外国人の増加率が低下し、相対的に人口の大きな都道府県で外国人の増大が目立つようになったと解釈できる(図 38)。

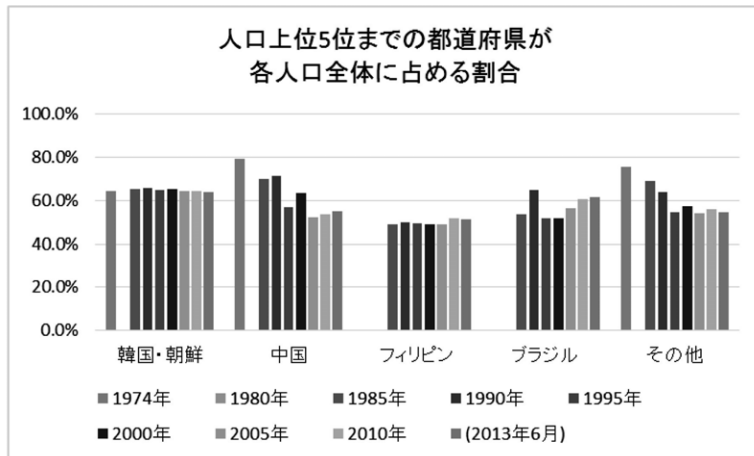




データ 在留外国人統計各年版

図 38 外国人の増減率と各都道府県人口との相関係数

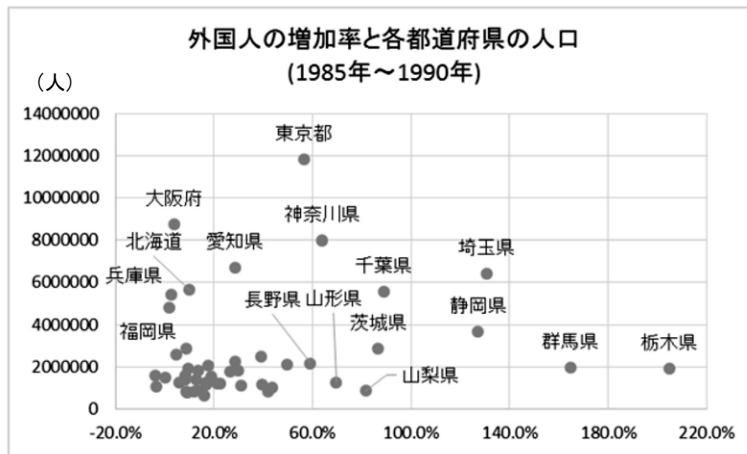
人口上位 5 位までの都道府県が外国人人口に占める割合を国籍別に見ると、韓国・朝鮮国籍者は元々、上位の都道府県に集中する傾向が高く、その割合はあまり変化がない。中国国籍者とブラジル国籍者については、近年、やや大きな都道府県への集中傾向が見られる。フィリピンとその他国籍者の大きな都道府県への集中傾向は横ばいか微増となっている(図 39)。



データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

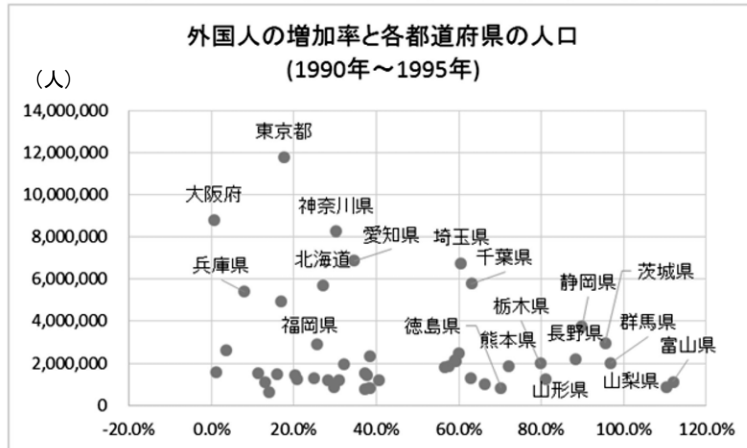
図 39 人口上位 5 位までの都道府県が各人口全体に占める割合(国籍別)

各都市と外国人の増加の関係を年代別に観察したのが図 40 から 44 である。1985 年から 90 年にかけては、栃木、群馬、静岡、埼玉など、比較的人口規模の大きな県で外国人が急速に増加した。その動きは 1990 年から 2005 年にかけて、比較的人口の少ない県に対しても広がっていったが、2005 年から 2010 年にかけては、こうした動きが止まり、比較的人口の大きな県における緩やかな増加が目立つことになったという様子が確認できる。



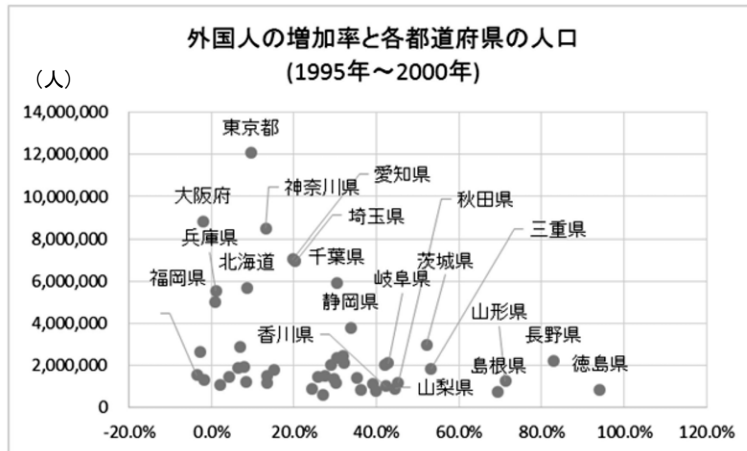
データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 40 1985 年から 1990 年における外国人の増加率と各都道府県の人口



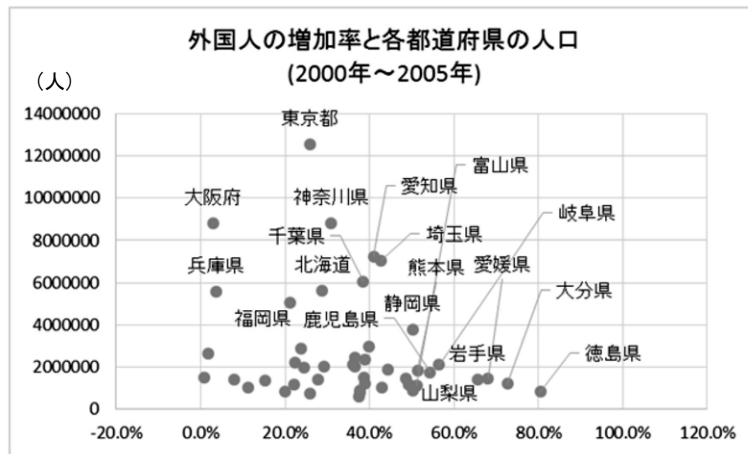
データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 41 1990 年から 1995 年における外国人の増加率と各都道府県の人口



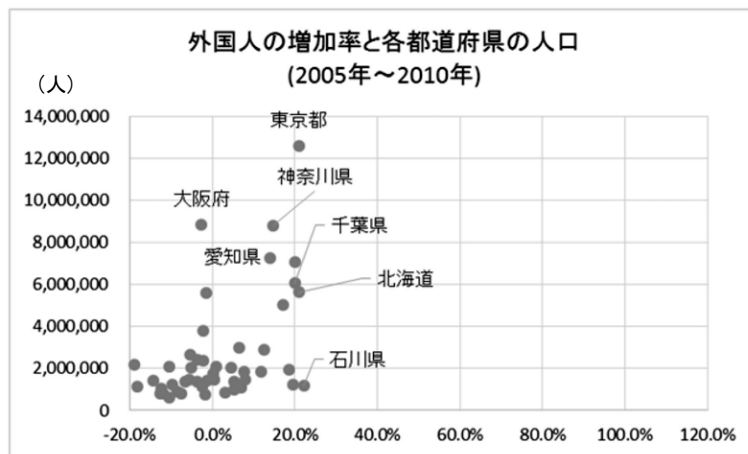
データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 42 1990 年から 1995 年における外国人の増加率と各都道府県の人口



データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 43 2000 年から 2005 年における外国人の増加率と各都道府県の人口



データ 国勢調査及び在留外国人統計各年版

図 44 2005 年から 2010 年における外国人の増加率と各都道府県の人口

#### 4. まとめ

##### 4.1 入国管理施策における 1990 年体制の評価と 2005 年以降の変化

1980 年代までの主たる日本の在留外国人は韓国・朝鮮国籍者であったが、1990 年代における一連の施策は、定住者、興行、研修・技能実習生という在留資格の枠組みの下、国籍の上ではブラジル国籍者、フィリピン国籍者、中国国籍者の拡大をもたらした。その広がり人口の多い県から少ない県へと波及し、教育、年金、医療等、社会政策・社会保障において負担の大きな年齢層である 15 歳未満及び 65 歳以上人口を避け、いわば純粋な労働力としての外国人の導入を達成してきた。こうした事実は本稿における在留外国人統計に基づく観察においても支持できる。

他方、2005 年以降の動きについては、こうした枠組みには変化が見られる。本稿の発見事実を次のように整理しておこう。

① 在留外国人の伸び率の低下と相対的な人口規模の大きな都道府県への集積傾向

2005 年から 2010 年の間には、在留外国人の増加率は減少し(図 3、図 4)、比較的人口の多い地域で緩やかに在留外国人が増大するという現象にシフトした(図 38、図 40～44)。

② 属性における多国籍化とアジア化、女性化

2005 年以降、ブラジル国籍者の減少と同時に、中国国籍者の拡大と多国籍化が生じた(図 5、図 6)。ただし、その方向は全世界への拡散というよりは、アジア地域への集中のように見える(図 7、図 8)。また、外国人の性別では、中国国籍者を中心として女性の比率が増加しつつある(図 16、17)。

③ 就労制限のない在留資格の量的増加と規制のある在留資格の割増的増加

量的には就労制限のない外国人が確実に増加している(図 18、20、22、23、25、26、28、29、31、32、35、37)ものの、割合で見ると、就労制限のある外国人が増大しており、韓国・朝鮮及びブラジル人を除いては、特に研修・技能実習関連の資格が顕著である(図 19、21、24、27、30、33、36)。なお、韓国・朝鮮、中国、その他国籍者については、留学、人文知識・国際業務、技術などの在留資格が拡大した(図 25、28、37)。

## 4.2 いかなる変化か？なぜ変化が起きたのか？外国人労働研究における実証研究のテーマ

本稿の観察結果をもとに、3 つの実証分析の課題を提示したいと思う。

① 2005 年以降の外国人の伸びの低下と地域社会の労働市場分析

1990 年代から 2005 年まで、外国人労働力は人口が少ない地域を中心に展開してきたが、2005 年以降、そうした傾向は減少しつつあることが観察された。なぜ人口が少ない地方において外国人人口の低下は起きたのか。これは例えば、技術革新や国際化に伴う産業変化と地方産業の衰退による労働需要の減少によるものか、あるいは、この間に起きた非正規雇用の拡大に代表されるような日本人労働力の変化による労働供給の拡大によるものだろうか。地域社会における労働市場の観察により、精緻な仮説構築と検証作業をしていく必要がある。

② 外国人労働者の新しい階層性をめぐる仮説

1990 年代以降のいわゆるニューカマーを対象とした外国人労働力研究は、日系ブラジル人、研修・技能実習生、フィリピン人エンターテイナー、ホワイトカラーの外国人と、クラスターごとに展開されてきており、こうした研究成果と本稿の観察結果から、2005 年以降進展しつつある状況について、次のような図式が仮説的に整理できるかもしれない(図 45)。第 1 の階層(I 基幹層)は比較的高度な人的資源を有するクラスターで、在留資格は人文知識・国際業務や技術などに代表され、職業は技術者や事務系職種など、ホワイトカラーにより構成されている。職

務内容は規制されているが、比較的良好な労働条件が得られている。

第2の層(Ⅱ 都市周辺層)は都市・対消費者サービスに従事する階層であり、職業上は飲食、小売店や介護などのサービス職種に従事している。特にサービス関連の職種に従事していることから後述する第4の階層と比較すると比較的高い言語能力と有するが、第1の階層と比較すると人的資源と労働条件の面で劣る。在留資格の上では、就労規制のない在留資格か、労働時間規制のある在留資格である。

第3の階層(Ⅲ 地方基幹層)は特に地方の製造業や派遣会社の正社員、職務内容としてはその企業の基幹的業務や通訳、人材マネジメントなどに従事している外国人である。労働条件は第1の階層と比較すると高くないが、雇用形態や人的資源の高さから比較的安定した状態にある。

第4の階層(Ⅳ 地方周辺層)は特に地方の工場や農業等で比較的単純な業務に従事している外国人である。在留資格は就労規制のない定住者や永住者、技能実習生等が中心であり、労働条件も低く、人的資源の上でも高くない。

| 地方                                           | 都市                                             |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| Ⅲ 地方基幹層<br>正社員、事業系サービス<br>就労規制なし、一部の技能実習生    | Ⅰ 都市基幹層<br>正社員、事業系サービス<br>就労規制なし、職種規制のある在留資格   |
| Ⅳ 地方周辺層<br>周辺業務に就くブルーカラー等<br>就労規制なし、一部の技能実習生 | Ⅱ 都市周辺層<br>非正規、対消費者サービス<br>就労規制なし労働時間規制のある在留資格 |

図 45 外国人の階層性をめぐる仮説的図式

こうした図式を前提は現実をどこまで反映しているだろうか。また、仮にこうした図式がある程度正当なものだとして、女性化や多国籍化、アジア化などの現象とそれぞれの階層はどのように関係しているだろうか。また、外国人はそれぞれの階層をいかにして周流しており、また、階層間それぞれの関係性はどのようなものか。従来の外国人労働研究は全般にはⅣ層を観察の中心としてきたが、今後、より広い角度での観察と分析の必要がある。

### ③ 外国人労働者か移民か？日本の労働力、労働市場政策と外国人

海外の経験から、しばしば外国人労働力の拡大は、本人の意図とは関わりなく長期的には移住をもたらすという図式があり(Casteles and Miller 2009: 訳 42-44)、日本でもそうした発展図式が漠然と前提されることがある。また、少子高齢化問題との関わりにおいて、日本の人口を増やすべきという議論も存在し、すでに重要な政策課題になりつつある。1990年体制による外国人労働力の導入は、本稿のデータを観察する限り、全般には生産年齢人口に特化した外国人を導入を帰結しており、教育や年金、介護などの社会政策上のコスト、リスクを外部化する

形で、外国人をまさに労働力として活用してきたように見える。しかし、2005 年以降、この問題は現段階では両義的に進行している。ストックで見れば、移民に最も近いと思われる在留資格である就労規制のない在留が増加しており、同じく移民増加を示唆する指標の 1 つであろうと思われる外国人の 15 歳未満人口の人数も、過去と比較して増加傾向にある。他方、割合から見ると、就労規制のある在留資格が拡大しており、特に他の在留資格と比較すると労働者的な性質が強い技能実習生が拡大している。

日本の外国人は労働者から移民へと向かう単線的な図式に収まるのか、あるいは、そうでないのか。今後の施策についてはいかなる視点がにとってどのようなアプローチがより望ましいのか。上記の①、②の実証研究と共に、国際比較を踏まえて検討していく必要があろう。

本稿は JSPS 科研費 23330158、24530661 の助成を受けたものである。ここに謝意を示す。

#### 参考文献

- 明石純一，2009，『入国管理政策——「1990 年体制」の成立と展開』，ナカニシヤ出版。
- Casteles, S. & M. J. Miller, 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World 4th Edition*, Palgrave Macmillan. (=2011, 関根政美・関根薫訳，『国際移民の時代[第 4 版]』，名古屋大学出版会.)
- 独立行政法人日本労働政策研究・研修機構，2012，『JILPT 資料シリーズ No.112 外国人労働者の失業の現状』，独立行政法人日本労働政策研究・研修機構。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人，2005，『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』，名古屋大学出版会。
- 中村二郎・内藤久裕・神林龍・川口大司・町北朋洋，2009，『日本の外国人労働力』，日本経済新聞社。
- 津崎克彦，2010，「フィリピン人エンターテイナーの就労はなぜ拡大したのか——盛り場のグローバリゼーション」，五十嵐泰正編，『労働再審 2——越境する労働と〈移民〉』，大月出版，189-230。
- 津崎克彦，2013，「縫製業における労働力の国際化」，『比較経済研究所ワーキングペーパー衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ』，2:1-21。
- 依光正哲，2003，『国際化する日本の労働市場』，東洋経済新報社。